

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）の施行に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市高齢者，障害者等の移動等円滑化のための特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年伊丹市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第２条第１３号」を「第２条第１５号」に改める。

第４条第６号中「さく」を「柵」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。